

鈴鹿市清掃センター改修対策事業 実施方針の策定の見通しの公表について

平成 27 年 4 月 1 日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「P F I 法」という。）第 15 条第 1 項及び P F I 法施行規則第 2 条の規定に準じ、下記のとおり公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
鈴鹿市清掃センター改修対策事業	18 年	鈴鹿市清掃センターの基幹的設備改良工事及び管理運営に関する一連の業務	三重県鈴鹿市御薊町 3688 番地	平成 27 年 4 月 (予定)